

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 BRT IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社BRT ICカード乗車券取扱規則（平成25年7月公告第10号）の一部を次のように改正し、2023年7月1日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>第2条 IC カード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後の IC カード乗車券によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第7条、第8条第2項、第10条、第11条、第15条、第16条第1項から第3項、第17条、第29条、第30条及び第31条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 この規則に定めていない事項については、<u>別に定めるものによります。</u></p>	<p>第2条 IC カード乗車券による旅客の運送等については、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後の IC カード乗車券によるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第7条、第8条第2項、第10条、第11条、第15条、第16条第1項から第3項、第17条、第29条、第30条及び第31条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 この規則に定めていない事項については、<u>東日本旅客鉄道株式会社地域連携 IC カード乗車券取扱規則（2020年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第9号。以下「地域連携 IC 規則」といいます。）等の定めるところによります。この場合、地域連携 IC 規則における「地域連携 IC カード」は、この規則にある「IC カード乗車券」と読み替えるものとします。</u></p>
(中略)	(中略)
<p>第5条 IC カード乗車券は、取扱窓口で発売します。</p> <p>2 利用者は、記名 IC カード乗車券の購入に際して、氏名、生年月日 <u>及び性別</u> を記載した別に定める申込書を当社に提出しなければなりません。</p> <p>3 利用者は、小児用 IC カード乗車券の購入に際して、別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 IC カード乗車券の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該利用者が満12才に達する日以後の最初の3月31日までの間使用できる小児用 IC カード乗車券を発売します。</p>	<p>第5条 IC カード乗車券は、取扱窓口で発売します。</p> <p>2 利用者は、記名 IC カード乗車券の購入に際して、氏名、生年月日、<u>性別及び電話番号</u> を記載した別に定める申込書を当社に提出しなければなりません。</p> <p>3 利用者は、小児用 IC カード乗車券の購入に際して、別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 IC カード乗車券の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該利用者が満12才に達する日以後の最初の3月31日までの間使用できる小児用 IC カード乗車券を発売します。</p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>第16条 記名 IC カード乗車券の記名人が当該記名 IC カード乗車券を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて再発行を行います。また、請求日翌日の営業開始時間までに紛失した記名 IC カード乗車券の使用停止措置を行います。ただし、SF 残額の再発行は、請求日の翌日以降 <u>1年</u> 以内に行います。なお、再発行後の SF 残額が 20,000 円を越える場合、SF 残額の再発行はできません。</p> <p>(1) 再発行の請求に際して、利用者が取扱窓口別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 IC カード乗車券の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること</p> <p>(中略)</p>	<p>第16条 記名 IC カード乗車券の記名人が当該記名 IC カード乗車券を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて再発行を行います。また、請求日翌日の営業開始時間までに紛失した記名 IC カード乗車券の使用停止措置を行います。ただし、SF 残額の再発行は、請求日の翌日以降 <u>14日</u> 以内に行います。</p> <p>(1) 再発行の請求に際して、利用者が取扱窓口別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 IC カード乗車券の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別 <u>及び電話番号</u> の情報が当社のシステムに登録されていること</p> <p>(中略)</p>
<p>第17条 ICカード乗車券の破損等によって乗車R/W等での使用が不能となった場合で、利用者が当該ICカード乗車券とともに別に定める申込書を取扱窓口へ提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は、当該ICカード乗車券の使用停止措置を行い、再発行を行います。ただし、SF残額の再発行は、請求日の翌日以降 <u>1年</u> 以内に行います。なお、再発行後のSF残額が20,000円を越える場合、SF残額の再発行はできません。</p> <p>2 前項の取扱いは、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合には再発行は行いません。</p> <p>(中略)</p>	<p>第17条 ICカード乗車券の破損等によって乗車R/W等での使用が不能となった場合で、利用者が当該 IC カード乗車券とともに別に定める申込書を取扱窓口へ提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は、当該 IC カード乗車券の使用停止措置を行い、再発行を行います。ただし、SF 残額の再発行は、請求日の翌日以降 <u>14日</u> 以内に行います。</p> <p>2 前項の取扱いは、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合には再発行は行いません。</p> <p>(中略)</p>
<p>第23条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。</p>	<p>第23条 1回の乗車につき、2枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>5 記名ICカード乗車券は、記名人以外が使用することはできません。</p> <p>6 記名ICカード乗車券は、券面表示事項が不明となったときは使用できません。この場合、当該記名ICカード乗車券を取扱窓口に差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。</p> <p>7 不正使用に伴い使用停止となったICカード乗車券を使用することはできません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>5 記名 IC カード乗車券は、記名人以外が使用することはできません。</p> <p>6 不正使用に伴い使用停止となったICカード乗車券を使用することはできません。</p> <p>(中略)</p>
<p>第27条 odeca定期乗車券の券面表示区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、降車処理を受けたときに券面表示区間外の普通旅客運賃をSF残額から減算します。この場合、小児用odeca定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用odeca定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。</p> <p>3 前項にかかわらず、券面表示区間内でBRT相互間を乗り継ぐ場合は、それぞれのBRTで第1項の規定を準用します。</p> <p>(中略)</p>	<p>第27条 odeca定期乗車券の区間と区間外とをまたがって乗車する場合は、降車処理を受けたときに定期乗車券の区間外の普通旅客運賃をSF残額から減算します。この場合、小児用odeca定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。</p> <p>2 前項にかかわらず、定期乗車券の区間外の駅相互間を乗車する場合は、全乗車区間に対して前条の規定を準用することがあります。この場合、小児用odeca定期乗車券にあつては小児の普通旅客運賃を減算します。</p> <p>3 前項にかかわらず、定期乗車券の区間内でBRT相互間を乗り継ぐ場合は、それぞれのBRTで第1項の規定を準用します。</p> <p>(中略)</p>
<p>第28条 第21条第1項の規定により使用する場合のodeca乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(中略)</p> <p>2 odeca定期乗車券にあつては、券面表示区間外であっても、前項の規定を準</p>	<p>第28条 第21条第1項の規定により使用する場合のodeca乗車券の効力は次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(中略)</p> <p>2 odeca定期乗車券にあつては、定期乗車券の区間外であっても、前項の</p>

改正前	改正後
<p>用して乗車することができます。</p> <p>3 小児用odeca定期乗車券にあつては、<u>券面表示</u>の当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用ICカード乗車券の有効期限を経過した場合は使用することができません。</p>	<p>規定を準用して乗車することができます。</p> <p>3 小児用odeca定期乗車券にあつては、当該定期乗車券の有効期間にかかわらず、当該小児用ICカード乗車券の有効期限を経過した場合は使用することができません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第32条 旅客が記名ICカード乗車券に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを取扱窓口差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該odeca定期乗車券の記名人本人であることを証明したときに限り、当社は次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。</p> <p>(1) <u>券面表示</u>の有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。</p> <p>(2) <u>券面表示</u>の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃から、BRT規則第26条第1項第4号の規定を準用し算出した額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券1枚につき220円を収受します。</p>	<p>第32条 旅客が記名ICカード乗車券に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを取扱窓口差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該odeca定期乗車券の記名人本人であることを証明したときに限り、当社は次の各号により定期乗車券のみを払いもどします。</p> <p>(1) <u>定期乗車券</u>の有効期間開始前に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。</p> <p>(2) <u>定期乗車券</u>の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があつた場合には、既に支払った定期旅客運賃から、BRT規則第26条第1項第4号の規定を準用し算出した額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券1枚につき220円を収受します。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第34条 第30条の規定に該当しodeca定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(中略)</p>	<p>第34条 第30条の規定に該当しodeca定期乗車券を無効とする場合の旅客運賃及び増運賃は、次の各号により取り扱います。</p> <p>(中略)</p>
<p>(2) BRT規則第19条の規定に該当し、odeca定期乗車券を無効として回収した場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア BRT規則第27条の規定を適用して取り扱います。</p>	<p>(2) BRT規則第19条の規定に該当し、odeca定期乗車券を無効として回収した場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア BRT規則第27条の規定を適用して取り扱います。</p>

改正前	改正後
<p>イ 前アの規定により取り扱うほか、BRT規則第19条第2項の各号の1に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（<u>券面表示</u>区間を除きます。）の普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>	<p>イ 前アの規定により取り扱うほか、BRT規則第19条第2項の各号の1に該当するときは、不正使用を発見したときの実際乗車区間（<u>定期乗車券</u>の区間を除きます。）の普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃を合わせて収受します。</p>
(中略)	(中略)
<p>第35条 odeca定期乗車券を所持し<u>券面表示</u>区間内を乗車する旅客が、乗車R/Wで乗車処理を受けた後、BRTが運行不能となった場合は、BRT規則第37条及び第38条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p> <p>2 odeca乗車券を所持し乗車する旅客及びodeca定期乗車券を所持し<u>券面表示</u>区間外を乗車する旅客が乗車処理を受けた後、BRTが運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。</p>	<p>第35条 odeca定期乗車券を所持し<u>定期乗車券</u>の区間内を乗車する旅客が、乗車R/Wで乗車処理を受けた後、BRTが運行不能となった場合は、BRT規則第37条及び第38条に定める定期乗車券の規定により取り扱います。</p> <p>2 odeca乗車券を所持し乗車する旅客及びodeca定期乗車券を所持し<u>定期乗車券</u>の区間外を乗車する旅客が乗車処理を受けた後、BRTが運行不能となった場合は、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ、請求することができます。</p>
(中略)	(中略)
<p>第36条 東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号）に定めるSuicaについては、当社線内においてICカード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 前項により当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第12条<u>第1号</u>、第13条<u>第1号</u>、第14条<u>（第1項第2号を除く）</u>、第18条から第24条、第26条<u>から第31条及び第33条から</u>第35条の規定を準用します。</p>	<p>第36条 東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月東日本旅客鉄道株式会社公告第24号）に定めるSuicaについては、当社線内においてICカード乗車券に準じて乗車等の取扱いを行います。</p> <p>2 前項により当社線内において乗車等の取扱いをする場合は、第12条、第13条、第14条、第18条から第24条、第26条、<u>第28条第1項、第29条、第31条、第33条及び</u>第35条の規定を準用します。</p>
(中略)	(中略)
<p>附 則 この公告は、平成25年8月3日から実施します。</p>	<p>附 則 この公告は、平成25年8月3日から実施します。</p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>附 則 この公告は、2021年2月1日から実施します。</p>	<p>附 則 この公告は、2021年2月1日から実施します。 <u>附 則</u> <u>この公告は、2023年7月1日から実施します。</u></p>

(社則 営業 (上))